

【新旧対照表】タイムズロードサービス会員規約（2024年5月改定）

条項	旧条文	新条文	備考
第12条 (会員の証明)	会員は、本サービスを利用する際には、有効な会員であることを証するために、タイムズクラブカード及び会員本人の身分確認のできる運転免許証等を運営者及びサービス実施者等に提示する義務を負うものとします。	会員は、本サービスを利用する際には、有効な会員であることを証するために、タイムズクラブ会員証及び会員本人の身分確認のできる運転免許証等を運営者及びサービス実施者等に提示する義務を負うものとします。	変更
第16条 (ロードサービスの提供条件) (1)	事前に運営者の設置するコールセンターにロードサービスの依頼をし、タイムズクラブカード番号・氏名・生年月日・住所等の告知により会員である旨を明示すること。	事前に運営者の設置するコールセンターにロードサービスの依頼をし、タイムズクラブ会員番号・氏名・生年月日・住所等の告知により会員である旨を明示すること。	変更
(2)	ロードサービスの実施前に会員は、サービス実施者にタイムズクラブカードの提示を行い、サービス実施者が自動車運転免許証、自動車検査証等の提示を求めた場合は、これを提示すること。また、ロードサービスを受けた後に会員は、運営者の所定作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。	ロードサービスの実施前に会員は、サービス実施者にタイムズクラブ会員証の提示を行い、サービス実施者が自動車運転免許証、自動車検査証等の提示を求めた場合は、これを提示すること。また、ロードサービスを受けた後に会員は、運営者の所定作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。	変更